

**太陽光発電システム
補助制度募集期間延長の
お知らせ**

町では、地球温暖化対策の観点から、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進するため、太陽光発電システムを導入する方に対して、設置費用の一部を補助しています。

今年度は、申請件数が当初の見込みを上回っていることから、予算枠を拡大しました。また募集期間を延長しました。

■補助対象となる太陽光発電システム

- ・住宅の屋根などへの設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧または高圧の配電線と逆潮流有で連系するシステムで、電力事業者と電力受給契約を締結するもの
- ・未使用のもの（中古品は対

象外）

■補助対象となる方

- ・自ら居住するまたは居住しようとする町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、町内の事業所などに太陽光発電システムを設置する事業者
- ・町税を滞納していない方（申請者と生計を同一にする方を含みます）

- ・以前、同一の種類の機器に対する町の補助金その他これに類するものの交付を受けていない方

■補助金の額

- ・1キロワット当たり2万円（個人は最大4キロワット8万円、事業所は最大5キロワット10万円まで、端数については、千円未満を切り捨てます）

※そのほか、国・県の制度がございいますので、別途お問い合わせください。

■募集期間

平成25年2月28日④まで

■注意事項

- ・補助金交付決定後に、太陽光発電システム設置工事に着手していただきます。申請日には、工事未着工であ

ることが条件です。

平成25年3月31日④までに実績報告書を提出していただきます。平成25年3月31日④までに事業を終了することが条件です。

すでに太陽光発電システムを設置した方は、補助金の交付対象とはなりません。

補助金申請は先着順となります。予算の範囲内での受け付けとなりますので、予定額に達した場合は終了します。

■お問い合わせ・申請先

企画商工課
☎72・6938
FAX71・1037



**合併処理浄化槽の
お知らせ**

◎住宅・併用住宅(居住部分が全体の2分の1以上)の浄化槽(市町村設置型浄化槽)

町が浄化槽を設置し、使用料を財源に維持管理を実施します。

なお平成24年度に事業を実施される場合は、7万円の設置奨励補助金があります。

■対象

居住用の住宅の浄化槽であること

■設置分担金

- ▽5人槽以上10人槽以下 25万円
- ▽11人槽以上20人槽以下 工事費の10分の2の額
- ▽21人槽以上50人槽以下 工事費の10分の3の額

■浄化槽使用料

- ▽5人槽 3,465円/月
- ▽7人槽 4,725円/月
- ▽10人槽 5,040円/月
- ▽11人槽以上 5,040円に10人槽を超えた部分に人槽当たり525円を乗じた額を加算した額

*管理の内容は、浄化槽の保守点検・清掃(汚泥抜き取り)・法定検査を含みます。

◎事業所・店舗などの浄化槽(個人設置型浄化槽)

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。

■対象

事業所・店舗など事業用の

浄化槽(50人槽以下)であること(店舗等併用住宅の場合、住居部分が全体の2分の1未満の浄化槽であること)。

*事前に補助申請をし、事業完了後、補助金を交付します。

*維持管理は、設置者の責任で行わなければなりません。

詳しくは「広報おのまち10月号」をご覧ください。

■地域整備課

☎72・6936

浄化槽設置工事イメージ

